

# 特定震災特例経営強化計画の履行状況報告書

平成 25 年 12 月



## 目 次

1. 平成 25 年 9 月期の概要 .....	1
(1) 経営環境 .....	1
(2) 決算の概要 .....	1
イ. 主要勘定（末残）	
ロ. 損益の状況	
ハ. 自己資本比率の状況	
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況 .....	3
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況 .....	3
イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	
ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	
ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策	
(2) 被災者への信用供与の状況および被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況 .....	8
イ. 被災者への信用供与の状況	
ロ. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	
ハ. 被災地域における東日本大震災からの復興に資する支援事例	
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況 .....	29
イ. 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策	
ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む。)に対する支援に係る機能の強化のための方策	
ハ. 早期の事業再生に資する方策	
ニ. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	
3. 剰余金の処分の方針 .....	33
4. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保の方策 .....	33
(1) 経営管理に係る体制および今後の方針 .....	33
イ. 経営管理に対する体制	
ロ. 今後の方針	
(2) 業務執行に対する監査または監督の体制および今後の方針 .....	34
イ. 内部監査体制	
ロ. 監事会	
ハ. 今後の方針	
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）および市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況ならびに今後の方針 .....	35
イ. 信用リスク管理	
ロ. 市場リスク管理	
ハ. 流動性リスク管理	
ニ. オペレーションナルリスク管理	

## 1. 平成 25 年 9 月期の概要

### (1) 経営環境

平成 25 年度上期の当金庫営業エリアの経済は、復旧・復興需要が増加傾向にあること等を背景に引き続き回復基調にあります。

しかし、復興の途上にあるなか、住民帰還の遅れもあり、建設業を中心とする人手不足の深刻化に資材の高騰も重なり、公共工事の入札不調が増加する等、復旧・復興計画の遅延が懸念される状況となっております。

こうした中、当金庫においては、避難地域からの住民帰還の一助となるため、小高支店の再開および移動相談会等の各種相談窓口を充実させるとともに、企業の営業再開を支援する等、地元住民の生活基盤の確立に取り組んでおります。

当金庫は平成 24 年 2 月、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 11 条第 1 項に規定する特定震災特例協同組織金融機関として、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫を通じ、200 億円の資本支援を受けております。

資本支援により財務基盤の充実が図られたことから、当金庫では、「経営強化計画」に掲げた各施策を更に強力に推進し、地域密着型金融を深化させてまいります。特に被災されたお取引先への支援につきましては、お取引先と一緒にになって考え、問題を解決していく問題解決型金融を実践し、地域の復旧・復興ならびに地域経済の活性化に全力で取り組む所存であります。

### (2) 決算の概要

#### イ. 主要勘定（末残）

##### (イ) 預金積金

預金積金残高は、多くのお客様から、福島第一原発事故による補償金および財物賠償金の振込口座を当金庫に指定していただいたこと等により、前年度末比 263 億円増加の 2,027 億円となりました。

個人預金は、補償金等の受入れにより、同 217 億円増加の 1,612 億円となりました。

法人預金は、補償金等の受入れのほか、企業の手持ち資金の増加等により同 42 億円増加の 281 億円となりました。

##### (ロ) 貸出金

貸出金残高は、不動産業および地方公共団体向け貸出に応需したことにより、前年度末比 1 億円増加の 608 億円となりました。

中小事業者向け貸出は、取引先の多くが営業補償および財物賠償を受けており、資金に余裕があるため、資金需要は低調となっており、同 12 億円減少の 263 億円となりました。

#### (八) 有価証券

有価証券残高は、預金積金が大幅に増加したものの、主に預け金で運用したことから、前年度末比 8 億円増加の 659 億円となりました。

《預貸金等の推移》

(単位:百万円)

	24年9月末	25年3月末	25年9月末	前年度末比
預金積金	156,621	176,374	202,702	26,328
貸出金	60,703	60,704	60,807	103
うち中小事業者向け	27,148	27,649	26,370	-1,279
有価証券	63,526	65,148	65,976	828

#### 四. 損益の状況

業務純益は、預け金、有価証券の利息・配当収入は増加したものの、投資信託の償却、償還損を計上したため、前期比 112 百万円減少の 418 百万円となりました。

また、被災されたお取引先の営業再開によるランクアップや繰上償還等にともなう不良債権処理額の減少等により、経常利益は 1,967 百万円、当期純利益は 1,979 百万円の黒字となりました。

《損益の推移》

(単位:百万円)

	24年9月期	25年9月期	前年同期比
業務純益	530	418	-112
経常利益	987	1,967	980
当期純利益	983	1,979	996

#### ハ. 自己資本比率の状況

平成 25 年 9 月末の自己資本比率は、利益の積上げにより自己資本額は増加したものの、預金積金の増加に伴う、預け金・有価証券の増加等によりリスクアセットが増加したことから、前年度末比 0.03 ポイント低下し、41.88%となりました。

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策の進捗状況

イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策

(イ) 統括部署の設置および相談窓口の強化

【統括部署および専用相談窓口の設置】

当金庫は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫として、地域の中小規模の事業者および個人のお取引先への安定した資金供給が最も重要な社会的使命であると考え、「中小企業等金融円滑化のための基本方針」および「金融円滑化管理方針」等を策定しております。

本部内に「中小企業等金融円滑化推進委員会」を設置し、年2回開催しております。平成25年度は5月および11月に開催し、条件変更の申込みに係る対応状況を確認するなど、地域金融の円滑化に全力で取り組んでおります。

また、被災された中小規模の事業者および個人のお取引先への復興支援、円滑な資金供給および相談対応の充実を図るため、平成23年4月に業務推進部内に「お客様サポート室」を設置しております。

当室は、避難されているお客様のご相談等に対応するため、移動相談会を開催しているほか、遠方に避難され移動相談会への出席が困難なお取引先については、避難先まで出向き、条件変更および新規融資等のご相談を承るなど、少しでも多くのご相談に対応できるよう努力しております。

《お客様サポート室の活動実績》

(単位:先、百万円)

	先 数	金 額
条件 変 更	526	10,301
新 規 貸 出	121	5,403
合 計	647	15,704

※お客様サポート室設置日(平成23年4月25日)から平成25年11月末までの累計

【営業店における相談機能の強化】

当金庫では平成23年度より、二重ローン問題、事業再生等融資全般についてのご相談を法人、個人を問わず全営業日受け付けているほか、相馬支店およびいわき支店においては日曜日、東支店北原出張所「あぶくましんきんプラザ」においては、土・日・休日にも相談を受け付けております。

被災されたお取引先については、営業店と審査管理部経営支援課が協力し、条件変更等に迅速に対応するとともに、被害の状況に応じた事業再生を支援し、地域の復旧・

復興および地域経済の活性化に向けて金融仲介機能を発揮しております。

平成 24 年度からは、福島県内 8 信用金庫の共同企画「しんきんの復興・再生支援相談会」として、ポスターを営業店に掲示し、お取引先への周知を徹底するとともに、引き続きお取引先の融資相談に真摯に対応しております。

また、被災されたお取引先が本格的に事業や生活の再建を図っていくうえで、二重ローン問題が増加することを勘案し、これまで以上の支援促進を図るため、平成 24 年 9 月から当金庫顧問弁護士による「債務問題に係る相談会」を月 1 回開催しております。

本部と営業店が一体となり、きめ細かい相談受付体制を敷いたことにより、東日本大震災以降、平成 25 年 11 月末までの累計で 2,776 件の融資に関する相談を承っております。

#### 《東日本大震災以降の融資相談実績》

(単位:件)

	震災以降累計
融資相談件数	2,776

※平成25年11月末現在

#### (d) 審査管理態勢の強化および融資条件の弾力化

当金庫は、営業店、お客様サポート室および審査管理部が連携し、東日本大震災直後よりお取引先の被災状況の確認を迅速に行うとともに、震災の影響について、平成 23 年 4 月以降、毎月調査を実施しております。

なお、お取引先からのご相談に対しては、返済猶予や返済条件の変更などに柔軟に対応するとともに、事業再開意欲のあるお取引先に対しては、担保・保証人や返済期限などの融資条件を弾力的に取り扱ってまいりました。

また、二重ローン問題については、福島県中小企業再生支援協議会、福島産業復興機構、宮城産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構および個人版私の整理ガイドライン運営委員会等と連携し、対処しております。

引き続き、被災されたお取引先の支援については、地域の復旧・復興に向けた経営改善支援をはじめ、信金中央金庫からの指導・助言を受けながら適切に対応してまいります。

#### (e) 人材の育成

当金庫は、当金庫職員がお客様にとって良きご相談相手となれるよう実践に即した研修を実施し、レベルアップを図っております。

平成 25 年度は、下表のとおり、信用金庫関連団体が主催する研修会へ職員を派遣したほか、(独) 中小企業基盤整備機構から講師を招聘し、企業支援を中心とした(インターバル) 研修を平成 25 年 7 月～11 月の 5 ヶ月間に 6 回実施しております。

また、営業店若手職員の融資審査等に係る知識、能力向上のため、本部トレーニー（1ヶ月間）を実施しており、平成25年7月より4名の職員を本部で研修しております。今後も引き続き各種研修の実施により、職員のレベルアップに努めてまいります。

#### 《平成25年度に派遣した外部研修会等(平成25年11月末現在)》

実施時期	主催	内容	参加人数
平成25年4月	(一社)東北地区信用金庫協会	不祥事防止対策研修	1名
平成25年5月	(一社)東北地区信用金庫協会 福島県信用金庫協会	中堅管理者研修 C S向上講座	2名 2名
平成25年6月	信金中央金庫	市場実務研修	1名
	(独)中小企業基盤整備機構	経営改善・事業再生研修	1名
	(一社)東北地区信用金庫協会	融資推進研修	2名
	福島県信用金庫協会	年金獲得推進講座 融資実務講座	2名 2名
	(一社)全国信用金庫協会	初級管理者講座 会計担当入門セミナー	1名 1名
平成25年7月	(一社)東北地区信用金庫協会	初級管理者養成研修	1名
		C S向上研修	2名
		コンプライアンス研修	1名
		融資判断能力向上講座	2名
平成25年8月	(一社)全国信用金庫協会	支店長講座 初級管理者講座	1名 1名
平成25年9月	(一社)全国信用金庫協会	内部管理統括責任者研修会	1名
	(一社)東北地区信用金庫協会	貸出金管理回収研修	2名
		経営支援目利き力養成講座	2名
平成25年10月	東北財務局	疑わしい取引の届出研修会	1名
	(一社)東北地区信用金庫協会	内部事務リスク管理研修	1名
平成25年11月	信金中央金庫	市場業務研修	1名
	(一社)全国銀行協会	全銀協会員研修会	1名
	(一社)全国信用金庫協会	経営者講座	1名
	(一社)宮城県銀行協会	手形交換所担当者研修会	1名

#### □ 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

当金庫は、これまでにも中小規模の事業者に対する円滑な信用供与に積極的に取り組んできました。しかし、東日本大震災により被災されたお取引先に対する円滑な信用供与は、地域の復旧・復興に不可欠であることから、従前にも増して積極的に取り組むとともに、そのための態勢整備を図っております。

具体的には、この取組みを確実なものとするため、金融円滑化に係る取組みを所管する中小企業等金融円滑化推進委員会が、各営業店における復旧・復興に向けた信用供与の実施状況や条件変更等の実績を取りまとめたうえで常務会に報告するとともに、常務会で決議された指示事項を関係各部店に通知しております。

また、同委員会は、関係各部店における信用供与の実施状況を精査し、進捗の芳しくない事項について、所管部署に要因分析および対応策の検討等を指示するとともに、同委員会においても独自に分析・検証を実施したうえで、関係各部店に対し助言・サポートを行っております。

さらに、当金庫は、今般の資本増強にあたり信金中央金庫との間で締結した経営指導契約にもとづき、経営強化計画の実施状況や当金庫の財務の状況等を信金中央金庫あて報告しております。また、信金中央金庫から被災債権の管理・回収をはじめとして、経営強化計画の実施に資する指導および助言を受けております。

このように、信用供与の実施状況は、当金庫内部のみならず、外部からの検証を受ける体制となっております。

## ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実の方策

### (イ) プロパー融資対応による融資条件の緩和

当金庫は、東日本大震災後、被災されたお取引先の状況を踏まえ、平成23年4月および同年5月から無担保ローン商品、平成24年2月から原則無担保の事業者向けカードローンの取扱いを開始しております。

創業、事業再開等を検討されているお客様に対しては、平成25年3月から1年間の期間限定商品として“当初2年間の金利負担を大幅に軽減する商品”あぶくま「まちづくり応援資金」の販売を開始いたしました。

また、当金庫は、平成24年10月に米国NGO「メーシーコープ」および国内NPO「プラネットファイナンスジャパン」と共同で「南相馬復興トモダチ基金」を創設しました。当基金の復興支援プログラムの1つとして、“一定期間の利子補給による支払負担軽減を図った復興融資商品”「しんきんの『地域力』」を販売しております。

さらに、平成25年12月より公益財団法人日本財団と連携し、「わがまち基金」プロジェクトとして、被災により事業再開が困難な状況にある事業者、被災地で新たな事業を開始する事業者及び被災地の復興に資する事業者並びにソーシャルビジネスやコミュニティビジネスを行う事業者・非営利団体等に対し、(一社)あぶくま復興基金を通じて利子補給を行う融資商品「あぶくま『わがまち基金』」の販売を開始しております。

当金庫としては、引き続き、お取引先のニーズに応える融資商品等の検討を進めてまいります。

### 《東日本大震災後に発売したプロパー融資の商品概要と取扱状況》

商 品 名	東北地方太平洋沖地震にともなう緊急融資	あぶくま応援団 震災特別融資	復興応援事業者カードローン 「復興特別」	しんきんの「地域力」	あぶくま 「まちづくり応援資金」
対 象 者	個人	法人または個人事業者	法人または個人事業者	南相馬市に事業所を有する事業者等(注1)	当金庫営業地区内において新たに事業を始める事業者等(注2)
資 金 使 途	震災被害の救済を図るための資金	事業上必要な資金	事業上必要な資金	設備資金・運転資金	創業資金・第二創業資金・設備資金
融 資 形 式	手形貸付、証書貸付	手形貸付	カードローン	証書貸付	証書貸付
融 資 額	300万円以内	1億円以内	2,000万円以内	原則1,000万円以内	原則2,000万円以内
融 資 期 間	10年以内	1年以内	カードローン期間5年 証書貸付切替後7年以内	10年以内 (据置期間2年を含む)	5年以上12年以内 (うち据置期間2年以内)
担 保	原則不要	不要	原則不要	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求
保 証 人	1名以上(家族保証可)	法人:代表者1名 個人事業者:法定相続人1名	法人:代表者1名 個人事業者:法定相続人1名	原則法人代表者以外不要	法人:代表者1名 個人事業者:法定相続人1名
取 扱 開 始 日	平成23年4月20日	平成23年5月18日	平成24年2月1日	平成24年11月5日	平成25年3月4日
取 扱 実 繢	10件、22百万円	96件、3,091百万円	188件、(極度額:2,070百万円)	7件、44百万円	10件、128百万円

※取扱実績は、平成25年11月末現在

※カードローン実績は極度設定額

注1) 南相馬市に事業所を有する従業員20名以下で、次のいずれかに該当(店頭に説明書をご用意しています。詳しくはお問い合わせ下さい。)

(1) 東日本大震災等により当該事業所等に損害を受けた事業者

(2) 東日本大震災等の影響により売上高等の減少が生じた事業者

注2) 店頭に説明書をご用意しています。詳しくはお問い合わせ下さい。

#### (ロ) ABLの取扱い

当金庫は、福島県および宮城県信用保証協会による流動資産担保融資保証(ABL保証)を活用した融資を取り扱っており、平成25年11月末までの累計で2件20百万円の取扱実績があります。

今後も、地域の復旧・復興の進捗状況とお取引先の事業再開等を勘案し、資金需要発生時には、お取引先の資金調達手段の一つとして、ABLに前向きに取り組んでまいります。

#### (ハ) 無担保・無保証ローンの取扱いの拡大

当金庫は、これまでにお取引先が、担保および保証人の有無にかかわらず適時適切に資金調達が行えるよう、保証会社と提携した無担保・無保証のローン商品を発売してまいりました。

さらに、東日本大震災後には、住宅に被害を受けられたお客様の増改築ニーズ等に対応するため、新たに3種類の無担保・無保証のローン商品を、平成23年4月および同年7月に発売いたしました。

既存のマイカーローンについても、自家用車を失ったお客様を支援するため、内容を見直し、平成24年2月に貸付金利を優遇した商品を追加いたしました。

カードローンについては、被災され来店が困難なお客様への対応として、平成24年3月に契約時の来店を不要とする商品を追加いたしました。

また、復興応援キャンペーンとして、平成25年3月より低金利カードローン「VIPゴールドII」を発売しております。

今後もお客様の状況を踏まえ、円滑な信用供与に向けて適時適切に商品性の見直しを進めてまいります。

《東日本大震災後に販売した無担保・無保証ローンの商品概要と取扱状況》

商 品 名	災害復旧ローン	プロジェクトリフォームローン	エコリフォームローン	復興応援マイカーローンモア	しんきんきゃっする(来店不要型)	特別復興応援キャンペーントVIPゴールドII
対 象 者	個 人	個 人	個 人	個 人	個 人	個 人
資 金 使 途	住宅補修、自動車購入、家財購入等の生活再建資金	住宅増改築および住宅設備機器購入等	省エネ改修、バリアフリー改修工事等	自家用自動車購入、車検、修理、運転免許取得費用等	自由(事業性資金を除く)	自由(事業性資金、旧債決済資金を除く)
保 証 会 社	(社)しんきん保証基金	㈱ジャックス	㈱ジャックス	㈱オリエントコーポレーション	信金ギャランティ(㈱)	(社)しんきん保証基金
融 資 形 式	証書貸付	証書貸付	証書貸付	証書貸付	カードローン	カードローン
融 資 額	500万円以内	1,000万円以内	1,000万円以内	500万円以内	300万円以内	30・50・100万円
融 資 期 間	3ヵ月以上10年以内	6ヵ月以上20年以内	6ヵ月以上20年以内	8年以内(6ヵ月単位)	3年間(自動更新)	3年間(自動更新)
付 帯 サ ー ビ ス	—	火災見舞金30万円 盗難見舞金20万円	火災見舞金30万円 盗難見舞金20万円	—	—	—
取 扱 開 始 日	平成23年4月20日	平成23年7月15日	平成23年7月15日	平成24年2月20日	平成24年3月12日	平成25年3月4日
取 扱 実 繕	90件、180百万円	—	2件、12百万円	141件、217百万円	3件、1百万円	781件、289百万円

※取扱実績は、平成25年11月末現在

※カードローン実績は極度設定額

## (二) 保証協会保証の活用

当金庫は、被災されたお取引先に円滑な信用供与を実施するためには、緊急保証制度を含む保証協会の積極的な活用が不可欠であると考えており、今後もより一層の活用を図ることとしております。

また、福島県信用保証協会との協議会を定期的に開催し、融資環境に関する認識の共有化を図っており、平成25年度については7月に開催しております。

《東日本大震災関連保証の活用実績》

(単位：件、百万円)

保 証 制 度 名	実行件数	実行金額
災 害 関 係 保 証	24	374
東日本大震災復興緊急保証	130	2,689
合 計	154	3,063

※取扱実績は平成25年11月末までの累計

## (2) 被災者への信用供与の状況および被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

### イ. 被災者への信用供与の状況

#### (イ) 被災状況に係る調査の実施

当金庫では、東日本大震災後、当金庫と与信取引のあるお取引先の被災状況について、個別訪問面談および電話連絡等による調査を実施いたしました。

調査にあたっては、東日本大震災以降の延滞発生先、条件緩和対応先、建物・設備または住居等が警戒区域内もしくは計画的避難区域内に所在する全先を抽出したほか、これらに該当しないお取引先についても、事業性ローンについては与信残高10百万円以上

の先、住宅ローンについては全先を調査対象としました。建物・設備、住居等の損壊や代表者等の死亡などの直接的な被害のほか、販路喪失などによる売上げの減少や給与所得の減少などの間接的な被害の状況も確認する等、お取引先の状況把握に継続的に取り組み、平成25年11月末現在で訪問、調査先数は延べ5,401先となっております。

#### (d) 被災者からの申し出により約定弁済を一時停止等した実績

当金庫では、被災されたお取引先から、既存の融資取引に係る約定弁済について一時停止等の申し出があった場合は、被災状況等に応じて約定弁済を一時的に停止するなど、弁済について柔軟に対応しております。

なお、一時停止の取扱いは、ピーク時の平成23年4月末は557先、8,966百万円ございましたが、お取引先の状況に応じた条件変更等の手続きを進めたことなどから、平成25年11月末には5先、213百万円まで減少しております。

また、移動相談会の定期的開催および遠方の被災者に出向いての融資相談を実施した結果、条件変更契約を締結した実績は、平成25年11月末までの累計で804先、23,171百万円（うち事業性ローン367先、19,754百万円、住宅ローン等437先、3,417百万円）となっております。

#### 《被災者との合意にもとづく約定弁済一時停止実績》

（単位：先、百万円）

	ピーク時 (平成23年4月末)		平成25年11月末	
	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	177	6,066	2	192
住宅ローン	266	2,612	3	21
その他	114	288	0	0
合計	557	8,966	5	213

#### 《東日本大震災以降の条件変更契約実績》

（単位：先、百万円）

	震災以降累計	
	先数	金額
事業性ローン	367	19,754
住宅ローン	303	3,067
その他	134	350
合計	804	23,171

※平成25年11月末現在

#### (八) 被災した取引先に対する信用供与の実績

被災されたお取引先への融資にあたっては、担保となるべき資産が滅失しているなど通常の審査では対応できない場合もあることから、東日本大震災以降、13種類のローン商品（プロパー無担保ローン3商品、利子補給・低金利ローン2商品、保証会社保証付ローン6商品、保証協会保証付ローン2商品）を発売するなど、円滑な信用供与に努めています。

一方、住宅ローンについては、当金庫の営業エリア内においては、未だに福島第一原発事故の収束見通しが立たない状況にあること、また、沿岸部の津波による被災地では高地移転が緒に就いたところであることなどから、住宅再取得の需要はこれからの状況にあります。

こうした状況のもと、東日本大震災以降の被災者向け新規融資実績は、平成25年11月末現在において680先、17,396百万円となっております。

なお、東日本大震災以降に条件変更を実施している先に対する新規融資実績136先、6,433百万円が含まれております。

今後も被災されたお取引先の支援のため、地域の復旧・復興の進捗状況に合せ、金利ならびに返済期間などの返済条件を弾力的な取扱いとするような商品の発売を検討してまいります。

#### 《被災者向けの新規融資の実行状況》

(単位：先、百万円)

	震災以降累計		うち条件変更先に対する新規融資	
	先 数	金 額	先 数	金 額
事業性ローン	516	15,383	124	6,213
うち運転資金	329	7,958	84	3,840
うち設備資金	187	7,425	40	2,373
住宅ローン	112	1,930	9	215
その他	52	83	3	5
合 計	680	17,396	136	6,433

※ 震災以降累計は、平成25年11月末までの累計

#### 口. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策 (イ) 本部専担部署の設置

当金庫は、営業を休止している店舗のお客様および被災されたお客様からの預金の払出し等の申し出・各種ご相談・お問い合わせ等に対応するため、平成23年4月に業務推進部内にお客様サポート室を設置いたしました。

なお、お客様サポート室には、お客様の事情に精通している営業休止店舗の職員を配置するなど、被災されたお客様からのご相談に十分な対応が図れる体制としております。

#### (ロ) 営業店機能の維持・強化

##### 【店舗の開設、再開による金融サービスの提供】

東日本大震災により当金庫の営業エリアは甚大な被害を受け、被災直後は 11 店舗 2 出張所で営業休止を余儀なくされました。営業エリア内に所在する他の金融機関に先駆けていち早く営業を開始しております。

また、いわき市や宮城県に避難しているお客様の利便性向上および円滑な信用供与を図るため、平成 24 年 3 月に「いわき支店」(同年 11 月に自由が丘に新築移転)、同年 3 月に「亘理支店」を開設いたしました。

一方、津波被害により人口が流出し、来店客の減少が続いている山元支店は、平成 25 年 7 月、亘理支店に統合いたしました。

更に、当金庫は、震災後休止しておりました小高支店を平成 25 年 3 月に再開いたしました。避難されているお客様が一時帰宅したときに立ち寄れる場としてご利用いただき、住民の一日も早い帰還、地域の復旧・復興を促したいと考えております。

この結果、平成 25 年 11 月末現在における当金庫の営業店は 15 店舗 2 出張所体制となり、このうち 10 店舗 2 出張所が通常営業しております。

加えて、避難されているお客様の利便性向上および金融の円滑化を図るため、平成 25 年 8 月より中通りの 6 市 5 町 1 村(福島市、伊達市、二本松市、本宮市、郡山市、田村市、国見町、桑折町、川俣町、三春町、小野町、大玉村)を営業エリアに追加しました。

##### 【非常用発電装置の増設によるシステムリスク対策】

当金庫では、本部の非常用発電装置(据付型)のほか、営業店の電源バックアップ装置として、移動式発電機を採用しておりましたが、東日本大震災の経験を踏まえ、本部被災時のシステム機能移転のため、平成 23 年 9 月、新地支店に非常用発電装置(据付型)を設置いたしました。

また、本部から遠距離にある新設店舗につきましては、平成 24 年 11 月(いわき支店)および平成 25 年 8 月(亘理支店)に非常用発電装置(据付型)を設置いたしました。

##### 【休日営業の出張所における預金業務取扱開始による顧客サービスの強化】

当金庫では、住宅ローン・投資信託・年金などのご相談にお応えするために、土・日・祝日も営業する東支店北原出張所「あぶくましんきんプラザ」を平成 19 年 5 月より開設しておりますが、休日に口座開設、届出事項の変更および自動振替の申込み等をしたいというお客様の要望があったことから、平成 25 年 7 月より預金業務を開始しました。

## 《当金庫の営業エリアおよび店舗一覧(平成 25 年 11 月末現在)》



### 通常営業店舗 (10 店舗 2 出張所)

- ②本店営業部
- ⑫久之浜支店
- ④小高支店(平成 25 年 3 月再開)
- ⑥相馬支店
- ⑯亘理支店(新設)
- ⑦広野支店
- ⑰いわき支店(新設)
- ⑧東支店
- ⑯東支店北原出張所
- ⑨飯館支店
- ⑯本店営業部南出張所
- ⑩新地支店

### 営業休止店舗 (5 店舗)

- ③富岡支店
- ⑭夜の森支店
- ⑤浪江支店
- ⑮大熊支店
- ⑬双葉支店

(注 1) ①は本部

(注 2) ⑪の山元支店は平成 25 年 7 月に廃止、  
亘理支店に統合

(注 3) 平成 25 年 8 月より中通りの 6 市 5 町 1 村(福島市、  
伊達市、二本松市、本宮市、郡山市、田村市、  
国見町、桑折町、川俣町、三春町、小野町、  
大玉村)を営業エリアに追加

(旧警戒区域、旧計画的避難区域の再編後の区域割について)

南相馬市：避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域  
飯館村：居住制限区域、避難指示解除準備区域、帰還困難区域  
浪江町：居住制限区域、避難指示解除準備区域、帰還困難区域  
葛尾村：避難指示解除準備区域、帰還困難区域、居住制限区域  
双葉町：帰還困難区域、避難指示解除準備区域  
大熊町：帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、  
富岡町：居住制限区域、帰還困難区域、避難指示解除準備区域  
川内村：避難指示解除準備区域、居住制限区域  
檜葉町：避難指示解除準備区域

(区域は左から人口順に掲載)

## 《店舗等の状況》

店番	店舗名	住所	福島第一原子力発電所からの距離	区域	営業状況	営業再開日等
①	本部	南相馬市原町区	30Km以内		営業中	平成23年3月12日
②	本店営業部	南相馬市原町区	30Km以内		営業中	平成23年3月29日
③	富岡支店	双葉郡富岡町	20Km以内	居住制限区域	休止中	—
④	小高支店 (再開)	南相馬市小高区	20Km以内	避難指示解除準備区域	営業中	平成25年3月27日
⑤	浪江支店	双葉郡浪江町	10Km以内	避難指示解除準備区域	休止中	—
⑥	相馬支店	相馬市中村	30Km以上		営業中	平成23年3月22日
⑦	広野支店	双葉郡広野町	30Km以内		営業中	平成23年4月19日
⑧	東支店	南相馬市原町区	30Km以内		営業中	平成23年3月29日
⑨	飯館支店	相馬郡飯館村	30Km以上	居住制限区域	営業中	平成23年3月29日
⑩	新地支店	相馬郡新地町	30Km以上		営業中	平成23年3月22日
⑪	山元支店	宮城県亘理郡山元町	30Km以上		統合	平成25年7月12日(注1)
⑫	久之浜支店	いわき市久之浜町	30Km以上		営業中	平成23年3月31日
⑬	双葉支店	双葉郡双葉町	5Km以内	帰還困難区域	休止中	—
⑭	夜の森支店	双葉郡富岡町	10Km以内	帰還困難区域	休止中	—
⑮	大熊支店	双葉郡大熊町	5Km以内	帰還困難区域	休止中	—
⑯	亘理支店 (新設)	宮城県亘理郡亘理町	30Km以上		営業中	※1平成24年3月27日
⑰	いわき支店 (新設)	いわき市自由ヶ丘	30Km以上		営業中	※1平成24年3月5日(注2) ※2(平成23年11月21日)
⑱	東支店北原出張所	南相馬市原町区	30Km以内		営業中	平成23年3月31日
⑲	本店営業部 南出張所	南相馬市原町区	30Km以内		営業中	平成23年4月19日

※1 新設店舗（亘理支店、いわき支店）については、営業開始日

※2 相談所開始日

(注1)山元支店は平成25年7月12日を以って亘理支店に統合

(注2) 平成24年3月5日よりいわき市平の仮店舗にて営業を行っていたが同年11月5日

より、いわき市自由ヶ丘に新築移転オープンした。

### (八) 避難などにより当金庫営業地域を離れたお客様への対応(相談窓口等の周知)

#### 【預金の代払いの実施】

被災により、通帳やカードを失い、ご自身も避難されているお客様に対しては、信用金庫業界等の協力により預金の代払いを実施いたしました。平成25年11月末までの累計で、3,394件312百万円の払戻しを実施いたしました。

## 《預金代払いの状況》

(単位：件、千円)

年 月	件 数	金 額
平成23年3月	523	69, 432
平成23年度	2, 468	213, 609
平成24年度	306	21, 910
平成25年4月	14	959
平成25年5月	18	1, 127
平成25年6月	13	939
平成25年7月	10	888
平成25年8月	14	914
平成25年9月	12	1, 052
平成25年10月	8	622
平成25年11月	8	735
平成25年度	97	7, 236
合 計	3, 394	312, 187

### 【移動相談会の開催】

当金庫では、営業を休止している店舗のお客様および避難されているお客様からの預金の払出し等の申し出・各種ご相談・お問い合わせ等に対応するため、本部内にお客様サポート室を設置し、当室のメンバーを中心に移動相談会を開催しております。

また、福島市において常設の福島相談所を開設しておりましたが、来訪されるお客様の大半が、県内の仮設住宅に避難されているお客様であったことから、平成25年5月より、福島市南矢野目仮設南集会所、二本松安達運動場仮設B集会所において、移動相談会を開催することとし、福島相談所は、平成25年6月に終了いたしました。

なお、会津信用金庫本店営業部において開催しております移動相談会につきましては、平成25年4月に終了し、終了後は個別のお客様ごとに対応しております。

この結果、平成25年11月末現在、定期的に開催している移動相談会6か所において預金の払出し等の申し出、相続、融資の条件変更および新規融資等のご相談を承っております。

相談所および移動相談会によるお客様からの相談受付状況は、平成25年11月末までの累計で12,533件に達しており、取組みの成果があらわれているものと考えております。

なお、移動相談会の開催については、ホームページ上のニュースリリース、各相談会場におけるポスターの掲示および避難されているお客様への開催案内の送付により周知に努め、少しでも多くのお客様のご要望にお応えできるよう努めております。

### 《移動相談会の状況(平成25年11月末現在)》

開催場所	開始年月	受付時間	受付人員	業務内容	備考
福島市	平成25年5月 (移動相談会)	9:00～ 12:00	2名	1. 相談業務 ・既往貸付の返済、条件変更、新規貸付	福島市南矢野目仮設南集会所で開催(週1回)
二本松市	平成25年5月 (移動相談会)	9:00～ 12:00	2名	2. 事務関連業務 ・預金の取次ぎ	二本松安達運動場仮設B集会所で開催(週1回)
郡山市	平成23年4月 (移動相談会)	10:00～ 14:00	2名	・各種相談	同市内富田町の仮設住宅で開催(週1回)
	平成25年2月 (移動相談会)	10:00～ 14:00	2名	・通帳・カード等の再発行	同市内南1丁目仮設住宅で開催(月2回)
大玉村	平成23年7月 (移動相談会)	10:00～ 12:00	2名	・その他	仮設住宅の完成に伴い開始(月2回)
三春町	平成23年7月 (移動相談会)	14:00～ 16:00	2名		仮設住宅の完成に伴い開始(月2回)

### 《終了した移動相談会および相談所》

開催場所	開始年月	終了年月	備考
福島市	平成23年5月 (移動相談会)	平成23年8月	毎営業日、福島信用金庫本店で開始、常設の福島相談所開設に伴い終了
二本松市	平成23年5月 (移動相談会)	平成23年8月	月2回、二本松信用金庫金色支店で開始、常設の福島相談所開設に伴い終了
郡山市	平成23年4月 (移動相談会)	平成23年12月	週2回、郡山ビックパレット避難所で開始、避難所の閉鎖に伴い終了
いわき市	平成23年11月 (常設相談所)	平成24年3月	毎営業日、平成24年3月より支店として営業開始
会津若松市	平成23年4月 (移動相談会)	平成25年4月	週1回、会津信金本店営業部にて開始、平成25年4月に終了
埼玉県加須市	平成23年4月 (移動相談会)	平成25年6月	月2回、旧騎西高校跡避難所で開催、双葉町役場いわき移転に伴い終了
福島市	平成23年8月 (常設相談所)	平成25年6月	福島市、二本松市の移動相談会の開始に伴い終了

《移動相談会および相談所における相談受付状況》

(単位：件)

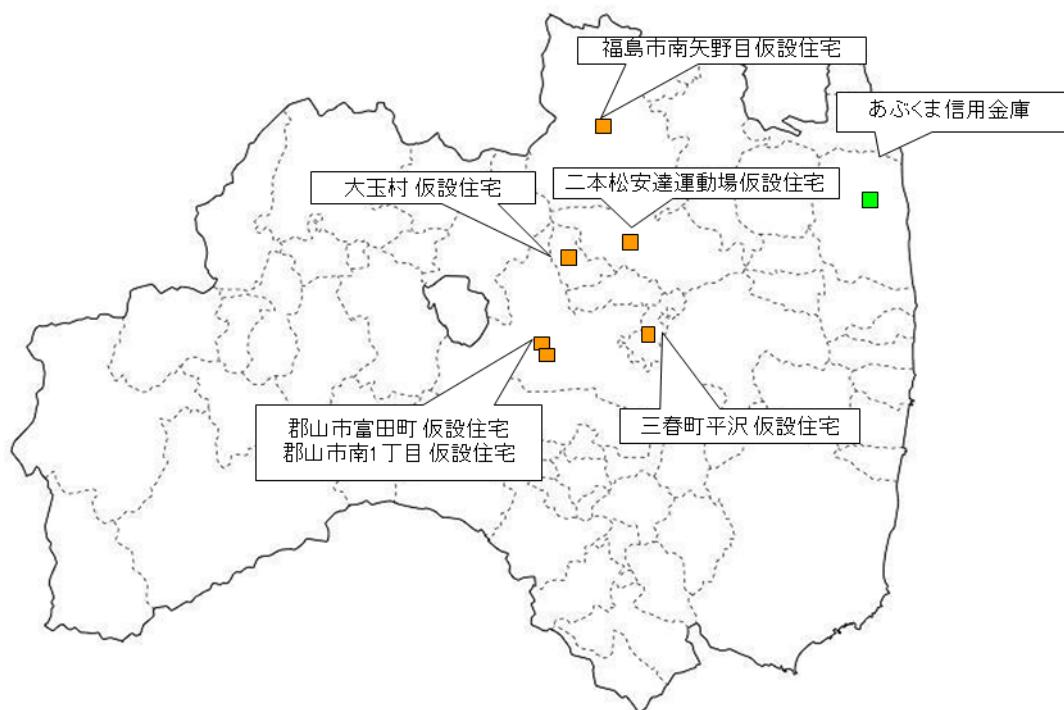
	合 計	福島市	二本松市	郡山市	会津若松市	いわき市	大玉村	三春町	埼玉県 加須市
平成23年度	7,171	1,376	355	2,188	439	1,246	608	414	545
平成24年度	3,351	1,359	0	1,242	64	0	271	175	240
平成25年4月	280	111		132	5 (注2)		18	9	5
平成25年5月	372	129	34	184 (注2)			16	3	6
平成25年6月	308	142	19	113			17	13	4
平成25年7月	230	59	30	123			12	6 (注2)	
平成25年8月	169	33	38	85			10	3	
平成25年9月	182	41	31	86			16	8	
平成25年10月	239	71	60	92			10	6	
平成25年11月	231	64	43	101			15	8	
平成25年度	2,011	650	255	916	5	0	114	56	15
合 計	12,533	3,385	610	4,346	508	1,246	993	645	800

注1) 二本松市は平成23年8月で移動相談会を終了したものの、平成25年5月より場所を変更して再開しています。

注2) いわき市、会津若松市および加須市については移動相談会が終了しているため、以後の受付はありません。

注3) 福島市については平成25年5月より移動相談会を開始し、平成25年6月に福島相談所を終了しています。

《移動相談会開催場所所在地(平成 25 年 11 月末現在)》



### **【郵送による避難先等の確認】**

平成 24 年 3 月、当金庫では、避難されているお客様約 7,000 名に対して、当金庫の現況を知っていただくため、金庫の近況、活動内容（移動相談会の開催案内等）を送付しておりますが、お客様の現況確認および手続き等のため、連絡欄を入れた避難先確認書も同封しております。

お客様からは、平成 25 年 11 月末現在 2,956 通の返信をいただき、お客様の近況、手紙のお礼等のご連絡を頂きました。

また、住所変更や通帳記帳のご相談もあったことから、電話等で詳細を確認し、都度郵送等で対応しております。

当金庫では、引き続きディスクロージャー誌等により、金庫の活動内容を、避難されているお客様に送付しております。

### **(二) 東日本大震災からの復旧・復興に向けた商品の開発・提供**

当金庫は、東日本大震災により被災されたお取引先に対して、地域の復旧・復興の進捗状況に応じたローン商品を開発し、適時適切な資金供給に努めております。

今後は、特に、福島第一原発事故により、不動産担保に依存することができない状況を踏まえ、プロパー無担保ローン商品および保証協会・保証会社と提携したローン商品の開発にも取り組んでまいります。

《東日本大震災からの復旧・復興に向けたローン商品一覧》

種類	対象	商品内容	提供開始	取扱実績
保証協会保証付ローン	事業者	名称：「災害関係保証」 資金使途：運転資金、設備資金 融資金額：8,000万円以内 返済期間：10年以内 担保：必要により徴求する。 保証人：必要により徴求する。 年利率：災害関係保証・固定1.5%以内 上記以外・固定1.7%以内	平成23年3月25日	24件 374百万円
		名称：「東日本大震災復興緊急保証」 資金使途：運転資金、設備資金 融資金額：8,000万円以内 返済期間：15年以内 担保：必要により徴求する。 保証人：必要により徴求する。 年利率：固定1.5%以内	平成23年6月1日	130件 2,689百万円
プロパー利子補給型融資	事業者	名称：しんきんの「地域力」 対象者：南相馬市に事業所を有する事業者等(注1) 資金使途：設備資金、運転資金 融資金額：1000万円以内 返済期間：10年以内(据置期間2年を含む) 担保：必要に応じて徴求 保証人：原則として法人代表者以外不要 年利率：当初2年間は利子補給期間として借入者の負担なし 以後の期間は年1.8%以内の固定金利	平成24年11月5日	7件 44百万円
プロパー創業資金融資	事業者	名称：あぶくま「まちづくり応援資金」 対象者：当金庫営業地区内において新たに事業を始める事業者等(注2) 資金使途：創業資金、第二創業資金、設備資金 融資金額：2,000万円以内 返済期間：5年以上12年以内(うち据置期間2年以内) 担保：必要に応じて徴求 保証人：法人-代表者1名、 個人事業者-法定相続人1名 年利率：当初2年間金利年0.25% 3年目以降年1.8%の固定金利	平成25年3月4日	10件 128百万円
プロパー無担保ローン	個人	名称：「東北地方太平洋沖地震にともなう緊急融資」 資金使途：被災者の救済資金 融資金額：300万円以内 返済期間：10年以内 担保：無担保 保証人：1名以上（家族保証可） 年利率：固定0.5%～1.5%	平成23年4月20日	10件 22百万円
	事業者	名称：「あぶくま応援団震災特別融資」 資金使途：事業上必要な資金 融資金額：1億円以内 返済期間：1年以内 担保：無担保 保証人：法人-代表者1名 個人事業者-法定相続人1名 年利率：固定0.7%	平成23年5月18日	96件 3,091百万円
	事業者	名称：復興応援事業者カードローン「復興特別」 資金使途：事業上必要な資金 融資金額：極度額2,000万円以内 返済期間：当座貸越期間5年以内証書貸付借換後 最長7年以内(通算最長12年以内) 担保：原則無担保 保証人：法人-代表者1名、 個人事業者-法定相続人1名 年利率：固定4.0%	平成24年2月1日	188件 2,070百万円 (極度額)

保証会社 保証付 ローン	個人	名 称：「災害復旧ローン」 資金使途：被災者の生活再建資金 融資金額：500万円以内 返済期間：3カ月以上10年以内 担 保：無担保 保 証 人：不要、(社)しんきん保証基金保証 年 利 率：固定1.5%	平成23年4月20日	90件 180百万円
		名 称：「エコリフォームローン」 資金使途：省エネ改修、バリアフリー改修工事等 融資金額：10万円以上1000万円以内 返済期間：6カ月以上20年以内 担 保：無担保 保 証 人：不要、(株)ジャックス保証 年 利 率：変動2.5%	平成23年7月15日	2件 12百万円
		名 称：「復興応援マイカーローン モア」 資金使途：自家用自動車購入、車検、修理、運転免許取得費用等、他社自動車ローン借換 融資金額：10万円以上500万円以内(自営業者700万円以内) 返済期間：8年以内(6ヵ月単位) 担 保：無担保 保 証 人：不要、(株)オリエントコーポレーション保証 年 利 率：変動1.8%～3.3%	平成24年2月20日	141件 217百万円
		名 称：カードローン「しんきんきやつする(来店不要型)」 資金使途：自由(事業性資金を除く) 融資金額：300万円以内 契約期間：3年間(自動更新) 担 保：無担保 保 証 人：不要、信金ギャランティ(株)保証 年 利 率：固定9.0%～14.6%	平成24年3月12日	3件 1百万円
		名 称：特別復興応援キャンペーン「V I P ゴールドⅡ」 資金使途：自由(事業性資金、旧債決済資金を除く) 融資金額：30・50・100万円 契約期間：3年間(自動更新) 担 保：無担保 保 証 人：不要、(社)しんきん保証基金保証 年 利 率：固定4.8%	平成24年3月4日	781件 289百万円 (極度額)

※平成25年11月末現在、取扱実績のある商品を記載

※取扱実績、貸付金利は平成25年11月末現在

※カードローン実績は極度設定額

注1) 南相馬市に事業所を有する従業員20名以下で、次のいずれかに該当(店頭に説明書をご用意しています。

詳しくはお問い合わせ下さい。)

(1) 東日本大震災等により当該事業所等に損害を受けた事業者

(2) 東日本大震災等の影響により売上高等の減少が生じた事業者

注2) 店頭に説明書をご用意しています。詳しくはお問い合わせ下さい。

(木) 販路拡大等事業拡大のための取引先紹介、マッチング支援

【ビジネスマッチ東北ハンズオン】

(一社)東北地区信用金庫協会が主催した平成25年度「ビジネスマッチ東北ハンズオン事業」において、当金庫が紹介したお取引先1社が、販路開拓支援を受けることが決定し、同年9月より経営支援NPOクラブの協力により販路開拓支援を行っております。

【ビジネスマッチ東北2013】

平成25年11月に開催された「ビジネスマッチ東北2013」((一社)東北地区信用金庫協会等の主催)では、出展されたお取引先(2先)のため、出展料の補助およびブース運営のサポート等を行いました。

当日は約7,500名の方が来場され、当金庫も「友の会」や「元気塾」を中心としたお客様40名の視察、商談をサポートしました。

【2013“よい仕事おこし”フェア】

平成25年8月に東京国際フォーラムで開催された「2013“よい仕事おこし”フェア」に協賛し、当金庫からはお取引先4社が出展されました。

当フェアは、東北の全信用金庫および東京都内を中心とした35金庫の協賛で開催され、417ブースに企業、団体が出展し、2日間で延3万7千人が来場しました。

今回のフェアでは、「復興応援ステージ」として“福島の今”に関するシンポジウムやトークショーが行われ、来場者から「ふくしま」に対する暖かい応援を受けました。

当金庫としては、このようなイベントを、お取引先の販路拡大による業績回復、ひいては地域の復旧・復興に向けた機会と捉え、引き続き積極的に取り組んでまいります。

《ビジネスマッチ東北2013の模様》 《2013“よい仕事おこし”フェア会場》



(ヘ) 被災したお客様の事業再生・事業承継に向けた支援

【経営改善支援の取組みの強化】

お取引先に対する経営改善支援については、営業店長を経営支援責任者として、営業店と審査管理部経営支援課が協力して取り組んでおります。

また、営業店、経営支援課および本部関連部署が参加する「経営支援会議」を定期的に開催し、経営支援の進捗状況の確認および今後の取組みを協議しており、平成25年度は、7月に第1回経営支援会議を開催いたしました。

当会議におきましては、残高10百万円以上の全先を含む計1,522先を抽出したうえで、4日間にわたり全営業店とテレビ会議を実施いたしました。

平成25年度については、経営支援先22先の経営改善の進捗状況の確認、抽出先全先の実態把握を行うとともに、(株)東日本大震災事業者再生支援機構等を活用できる先についても協議しております。

また、TKC全国会の税理士および福島県中小企業再生支援協議会等の外部専門家や外部機関と連携し、お取引先個別の実情を勘案した実現可能性のある支援策の策定に取り組んでおります。

#### **【専門家による税務相談対応】**

お取引先に対する経営改善支援にあたっては、当金庫のみで解決が困難な事案もあることから、外部専門家のノウハウ等を活用することも必要であると考えております。こうした観点から、当金庫は、地元税理士会、TKC全国会の協力を得てお取引先の税務相談に対応しております。

今後も引き続き、お取引先からの相談があった都度、地元税理士会、TKC全国会の協力を得て対応してまいります。

#### **【事業再生に対する支援1】**

当金庫では、福島産業復興機構、宮城産業復興機構および(株)東日本大震災事業者再生支援機構を活用し、取引先の早期の事業再生を図っております。

平成25年12月末までの累計で、福島産業復興機構2件、宮城産業復興機構2件、(株)東日本大震災事業者再生支援機構4件の債権買取りが実行されております。

#### **【事業再生に対する支援2】**

当金庫では、平成25年1月から(公財)三菱商事復興支援財団と共同で、東日本大震災の被災地における産業復興支援に取り組んでおります。被災地の復興に必要と認定された事業者に、資本の充実を図るための資金を供給すること等により、被災地域で再生に取り組む中小企業を支援することしております。

また、財務体質の改善により事業再生が可能と見込まれる場合には、信金中央金庫の子会社である信金キャピタル(株)が平成23年12月に組成した復興支援ファンド「しんきんの絆」を活用しております。

### 【事業再生に対する支援 3】

当金庫は、平成 24 年 10 月に米国 N G O 「メーシーコープ」 および国内 N P O 「プラネットファイナンスジャパン」 と共同で「南相馬復興トモダチ基金」 を創設しました。

当基金は、南相馬市において、「中小企業による従業員の再雇用のための助成金の提供」、「新規復興事業の立ち上げを支援するための助成金の提供」 および「一定期間の利子補給による支払負担軽減を図った復興融資商品の提供」 の 3 つの事業に取り組んでおります。

当金庫は、この 3 つの事業を活用し、南相馬市の復興を支援しており、平成 25 年 11 月末現在、雇用助成 5 件、新規事業創出助成 9 件、利子補給融資 7 件について助成および融資が決定いたしました。

### 【事業承継に対する支援の強化】

当金庫では、お取引先の若手経営者および後継者に対して、各種情報を提供する場として「元気塾」を主催しております、会員数は平成 25 年 11 月末現在で 265 名となっております。

平成 25 年度の活動については、平成 25 年 5 月に、エコノミストの嶋中雄二氏を講師に迎え、あぶくま元気講演会「内外景気の現状と今後の見通し～「アベノミクス」は日本経済を救えるか？～」を開催し、平成 25 年 11 月に、あぶくま元気塾セミナー「知的資産経営と事業承継の関連性について」を開催いたしました。

また、同年 11 月には、販路拡大、マッチング支援のため、「元気塾」の会員等を対象に、「ビジネスマッチ東北 2013」の視察会を開催しております。

更に、お取引先の事業承継問題に積極的に取り組むため、平成 24 年 4 月に、当金庫、信金キャピタル㈱および㈱日本 M & A センターの 3 者間で「M & A 業務協定」を締結いたしました。

今後も、長期的な展望に立って地域の将来を見据え、事業承継に対する支援に取り組んでまいります。

《あぶくま元気講演会の模様》



《あぶくま元気塾セミナーの模様》



#### (ト) 二重ローン問題等の解消に向けた対応

当金庫の営業エリアの大半は、福島第一原発事故に伴い設定された旧警戒区域等に指定されているため、多くのお取引先で今後の生活設計や企業経営の方向性が見極められない状況にあります。

しかしながら、被災地が復旧・復興する過程で、二重ローン問題の解消は避けて通ることのできない課題であることを踏まえ、当金庫では、顧問弁護士による「債務問題に係る相談会」の開催、地震・津波により自宅が全半壊したお客様への「個人版私的整理ガイドライン」および「債務問題に係る相談会」のご案内送付をはじめとする以下の施策を実施しております。今後も引き続き各施策を着実に実行し、地域の復旧・復興に貢献してまいります。

#### 【福島県中小企業再生支援協議会との連携】

福島県中小企業再生支援協議会を活用した案件は、平成25年11月末現在において累計で3件となっております。

なお、平成24年度については1件の活用実績があり、同協議会との連携のもと、バンクミーティングに参加し、経営改善計画に対する同意および経営改善計画に基づく条件変更等を実施しております。

平成25年度についても、福島県中小企業再生支援協議会の専門家および中小企業診断士、公認会計士、税理士等の外部専門家により編成された支援チームを活用し、お取引先が、より実現可能性の高い経営改善計画を策定できるよう支援してまいります。

#### 【福島産業復興機構、宮城産業復興機構の活用】

当金庫は、東日本大震災の影響により経営に支障が生じ収益力に比して過大な債務を負っているものの、既往債権の買取り等により再生の可能性があると見込まれるお取引先については、福島産業復興機構および宮城産業復興機構を活用しております。

平成25年度は、7月に経営支援会議を開催し、福島産業復興機構および宮城産業復興機構の活用について営業店からヒアリングを行い、両機構の活用が見込まれる先の洗い出しを行っております。

この結果、平成25年12月末現在、宮城産業復興機構については、買取済の案件は2件、福島産業復興機構についても、買取済の案件が2件となっております。

#### 【(株)東日本大震災事業者再生支援機構の活用】

当金庫は、旧債務の整理または新事業開拓を通じて事業の再生を目指そうとするお取引先については、(株)東日本大震災事業者再生支援機構を活用しております。

平成25年度は、7月に経営支援会議を実施し、(株)東日本大震災事業者再生支援機構の活用が見込まれる先の洗い出しを行っております。

この結果、平成 25 年 12 月末現在、買取済の案件が 4 件、相談中の案件が 1 件となっております。

#### 【資本性借入金等を活用した取引先の財務基盤の強化】

DDS、DES および DIP ファイナンスについては、平成 25 年 11 月末現在において取扱実績はございません。

しかし、平成 23 年 11 月に、金融庁より「資本性借入金」の積極的活用に向けて金融検査マニュアルの運用が明確化されたことを踏まえ、平成 24 年 3 月、部店課長会議において資本性借入金(DDS)に係る勉強会を開催しております。

今後、資本不足に直面している企業がバランスシートの改善により事業再生が可能と見込まれる場合、資本性借入金等を活用し取引先の財務基盤の強化を検討してまいります。

#### 【事業再生ファンドの活用】

復興支援ファンド「しんきんの絆」は、被災地域で事業再生に取り組む中小企業を支援することを目的としており、被災されたお取引先がファンドからの資本供与を受けた後も、当金庫が引き続き資金繰りなどの支援を行うことが可能なスキームとなっております。

平成 25 年 12 月末までに 2 件実行しております。

また、「セキュリテ被災地応援ファンド」などの民間ファンドについても、被災されたお取引先の状況に合致するものであれば積極的に活用してまいります。

#### 【個人版私的整理ガイドラインにもとづく債務整理に係る対応】

平成 23 年 8 月から、個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請が開始されております。

当金庫のお客様のうち、福島第一原発事故に伴い設定された旧警戒区域等内のお客様は、当面、同ガイドラインにもとづく債務整理ができない状況にあります。

一方、その他の地区については、津波による被災者から 2 件の申し出を受け付けており、お客様の収入および債務状況を踏まえ、適用について個人版私的整理ガイドライン運営委員会や担当弁護士と検討を進めた結果、平成 25 年 12 月末現在、2 件とも弁済計画案が成立、債務整理を実施しております。

当金庫では、営業店におけるポスターの掲示およびパンフレットの据置きにより、同ガイドラインの周知を図るとともに、平成 24 年 8 月に「二重ローン解消説明会」を開催したほか、同年 9 月からは、当金庫顧問弁護士による「債務問題に係る相談会」を東支店北原出張所「あぶくましんきんプラザ」において平成 26 年 3 月まで毎月 1 回、第 3 土曜日に開催しております。

また、平成 24 年 11 月には、地震・津波により自宅が全半壊したお客様、全 83 先を

洗い出し、ガイドライン受付済、与信なし等の先を除いた 73 項に「個人版私的整理ガイドライン」および「債務問題に係る相談会」のご案内を送付しております。

今後は、個別に訪問し説明を行う等により、積極的に利用を促し、お客様からご相談が寄せられた際には、被災者の債務整理を円滑に進め、生活再建を促すという同ガイドラインの趣旨を踏まえ、真摯に対応してまいります。

#### 【東日本大震災の津波被害による集団移転事業に係る対応】

当金庫は、東日本大震災の津波被害による集団移転事業につきまして、被災宅地の自治体への売却代金を住宅ローン返済に充てることを条件に、ローンが完済されなくとも抵当権の抹消に応じることとしています。

平成 24 年 11 月に地元自治体の土地の買い上げが決定したお客様に対し、抵当権の抹消に応じることに同意いたしました。

当該お客様については、個人版私的整理ガイドラインにもとづく債務整理についても同意しております。

今後も引き続きお客様からのご相談については、真摯に対応してまいります。

#### (チ) 外部機関との連携強化

当金庫は、これまで T K C 全国会と連携して、お取引先向け勉強会の開催や経営改善支援を行っており、平成 24 年 4 月には、同会主催の講演会に、お取引先の若手経営者とともに当金庫職員も出席しております。

また、毎年 T K C 東北会福島県支部相馬部会との交流会を実施しており、平成 25 年度は 9 月に交流会を実施し、経営革新等支援機関の認定機関としての取組み等について意見交換を行っております。

#### (リ) 東日本大震災支援「こども応援積金」の取扱いについて

昨年に続き平成 25 年 6 月より、福島県内信用金庫統一キャンペーンとして、東日本大震災で被災した地域の子ども（震災遺児・孤児）の就学等を支援するため、東日本大震災支援「こども応援積金 II」を推進いたしました。本商品は、信用金庫が販売する定期積金の募集総額の 0.25% に相当する金額について、お客様にご負担をお掛けすることなく、各県の信用金庫協会および信金中央金庫から「福島県東日本大震災子ども支援基金」等へ寄附するものです。

当金庫の定期積金の取扱額は、販売開始後 4 営業日で販売予定額の 10 億円に達し、取り扱いを終了しております。

(ア) 公益財団法人 日本財団「わがまち基金」を活用した地域産業の取り扱いについて

当金庫は、平成 25 年 12 月に公益財団法人日本財団、(一社)あぶくま復興基金と連携して、被災により事業再開・継続が困難な状況にある事業者、被災地で新たな事業を開始する事業者、被災地の復興に資する活動を行う事業者ならびにソーシャルビジネスやコミュニティビジネスを行う事業者・団体等を支援するため、一定期間の利子補給を中心とした復興融資商品「あぶくま『わがまち基金』」の取扱いを開始しております。

当金庫といたしましては、当基金を通じて利子補給を行うことにより、南相馬をはじめとする営業エリアの皆様の復興・復旧ニーズを吸い上げ、幅広い支援を行い、地域経済の力に少しでもなれるように尽くしていきたいと考えております。

ハ. 被災地域における東日本大震災からの復興に資する支援事例

(イ) グループ補助金申請にかかるサポート事例

当金庫の取引先は中小零細企業が中心で、地域経済の中核を為す基幹産業を対象とする中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(以下グループ補助金とする)に該当する取引先はほとんどありませんでした。

しかしながら、平成 24 年 9 月から警戒区域等見直し地域を対象としたグループ補助金の公募が実施されたことから“住民帰還に当たり生活環境の整備や雇用機会の提供に不可欠な企業群”としてグループ補助金の申請を希望する取引先からの相談が相次ぎました。

当金庫では、希望する取引先の企業規模等を勘案し、申請書および復興事業計画作成のサポートを実施し、福島県の担当部署への同行訪問等を行いました。

この結果、平成 25 年 11 月末現在において、全 41 社が総額約 13 億円のグループ補助金の決定を受けております。

当金庫では、引き続き取引先のグループ補助金申請のサポートを実施しており、取引先の復旧・復興を支援しております。

(ロ) 東日本大震災により被害を受けた取引先への複合支援事例

当金庫取引先である H 社(印刷業：南相馬市)は、平成 17 年に東京工場・営業所を開設する等、積極的な事業展開を行っていましたが、東日本大震災による地震と津波により本社事務所兼工場が被害を受け操業不能となりました。

当社は、操業停止による顧客離れを防ぐため、東京工場をフル稼働するとともに、新たに本社、工場を新設することを計画し、当金庫に相談されました。

当金庫は、復旧・復興にかかる補助金の利用を当社に提案し、補助金申請手続き等の支援を行った結果、工場の新設には「ふくしま産業復興企業立地補助金」、本社事務所新設には「グループ補助金(5 次)」を利用することができました。

併せて、「被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金」の利用およびプロパー融資による支援を行い、平成 24 年 8 月に本社事務所、工場は竣工しました。

更に、当社の増強した生産能力に見合う受注を獲得するため、平成 25 年 9 月から、経

営支援N P O クラブ(東京都千代田区)の協力により販路開拓支援を行い、新規先から受注の内諾を受けております。

#### (八) 原発事故により被災した中小企業への(株)東日本大震災事業者再生支援機構を活用した事業再生事例

当金庫の取引先U社(リフォーム業:浪江町)は、原発事故により浪江町からの避難を余儀なくされたことから、事業所を南相馬市に移転し、浪江町等での除染作業の管理監督を主業務として事業を継続しておりますが、本業の営業基盤を喪失したため、売上げが大幅に減少しました。

当金庫では、震災直後より当社から経営相談を受けており、当社の営業基盤を確立し事業再生を図るため、除染作業の他、一部が避難指示解除準備区域となっている浪江町を中心としたリフォーム工事等の受注を中心とした再建計画の策定に協力し、併せて、(株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援を受けることを提案いたしました。

当社は、(株)東日本大震災事業者再生支援機構に債権買取りを含む支援申請を行い、平成25年9月に買取が実行されました。

当金庫では今後、再生計画に従った支援を行ってまいります。

#### (二) 原発事故により被災した中小企業への(公財)三菱商事復興支援財団および「しんきんの辠」等を活用した支援事例

当金庫の取引先S社(介護支援業:南相馬市)は、南相馬市小高区で訪問介護、デイサービスを中心とした介護支援事業を行っておりましたが、原発事故により休業を余儀なくされたため、施設を南相馬市鹿島区および原町区に移転し事業を再開しております。

当社は、仮設住宅等に避難している高齢者の介護ニーズに対応するため、南相馬市原町区にサービス付高齢者住宅を建設する計画について、当金庫に相談されました。

当金庫では、長期の資金要望に対応するため、(公財)三菱商事復興支援財団および「しんきんの辠」の資本性借入金の活用を提案し、平成25年7月に実行しました。

また、当社は、南相馬市の認知症高齢者グループホームの受託に選定されており、当金庫では引き続き事業のサポートを行ってまいります。

#### (九) 営業店の再開による金融サービス強化事例

当金庫は、平成25年3月に原発事故の避難指示解除準備区域にある「小高支店」の営業を震災後2年ぶりに再開いたしました。旧警戒区域内の金融機関営業店が再開したのは当金庫の「小高支店」が初めてとなります。

南相馬市小高区は、平成24年4月に避難指示解除準備区域に再編されたものの、上下水道等ライフラインの整備が遅れ、宿泊禁止となっていることから住民、事業者とも未だ帰還できない状況にあります。

当金庫では、帰還の希望を持つ住民の後押しとするため、また、住民の皆様が一時帰宅したときに立ち寄れる場として小高支店の営業を早期に再開することといたしました。再開に当たっては、お客様が座って職員と会話できるようローカウンターを設置するとともに、下水道の復旧が遅れていることから水洗トイレも改修し、お客様に開放しております。

再開当日は、再開を聞きつけ遠方よりこられたお客様をはじめ 100 人以上のお客様が来店し、当金庫総代の皆様や避難されているお客様同士の再開の場として賑わいました。

今後、被災されたお客様の帰還、生活再建が加速することを期待しております。

平成 25 年度においても、引き続き、一時帰宅されたお客様の立ち寄り場としてご利用いただいております。

なお、震災当時(平成 23 年 3 月末)118 億円であった預金残高は、平成 25 年 11 月末現在 221 億円となり、震災当時の預金残高を上回っております。

《小高支店外観》



《再開当日の模様》



#### (八) 年金旅行を活用した地域コミュニティ再構築の支援事例

当金庫は、平成 24 年度から、原発事故により各地に避難されているお客様同士の交流の機会を提供し、地域コミュニティの維持・再構築を支援するため、震災後に中断していた「あぶくまくらぶ」旅行を再開しております。

平成 25 年度は 9 月に実施し、昨年度より約 50 名多い 376 名のお客様に参加いただきました。

風評被害に苦しむ会津観光を支援している会津信用金庫の呼びかけもあり、会津観光と新潟月岡温泉への旅行となりました。訪問地である柳津町では柳津町長をはじめとする関係者および会津信用金庫、宿泊した月岡温泉では新発田信用金庫の皆様のお出迎えを受けております。

当金庫では、おもてなしeidaiいた皆様に感謝とともに、引き続き「地域コミュニティの維持」および「業界の絆」を活用した復興支援に取り組んでまいります。

### 《「あぶくまくらぶ」旅行の模様》

- ・柳津町の皆様から栗饅頭のプレゼント
- ・新発田信用金庫の皆様のお出迎え



### (3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

#### イ. 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策

##### (1) 外部専門機関との連携強化

当金庫は、福島県信用保証協会、TKC全国会および日本政策金融公庫等の外部専門機関と連携を強化し、お取引先の創業・新事業開拓を支援しております。

具体的な取組みとして、TKC全国会とは協議会および交流会等を通じて、創業・新事業開拓に係る情報交換を実施しております。

平成24年度については、平成24年4月開催のM&A勉強会にTKC全国会の税理士の皆様に参加いただいております。また、平成25年9月に第14回TKC東北会福島県支部相馬部会との交流会を実施し、経営革新等支援機関の認定機関としての取組み等について意見交換を行っております。

また、日本政策金融公庫いわき支店とは平成15年12月に「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、創業支援分野で業務連携を図っております。

なお、本覚書にもとづく連携融資は、平成25年11月末までの累計で70件、792百万円の取扱実績となっております。

今後も引き続き、外部専門機関との連携を図り、お取引先の課題解決に向けて積極的に取り組むとともに、被災地の復興に資する事業の立ち上げを支援するなどにより、被災地の復旧・復興および地域経済の活性化に貢献していきたいと考えております。

##### (ロ) ローン商品の拡充等

創業に取り組むお取引先に対しては、公的機関による制度融資の取扱いなどにより支援を実施しております。

しかしながら、公的機関の制度融資だけでは、ご要望に十分に応えることが難しい場合もあることから、当金庫では無担保のプロパー創業支援資金「あぶくまサポートⅢ」を取り扱っており、平成25年11月末現在において6件10百万円の取扱残高があります。

また、平成25年3月から1年間の期間限定商品として、創業および事業再開等を検討されているお客様に対して、“借入当初2年間の金利負担を抑えた固定金利商品”あぶくま「まちづくり応援資金」の販売を開始しており平成25年11月末現在において10件

128 百万円の取扱実績があります。

#### (ハ) 新規復興事業の立ち上げを支援するための助成金の提供

平成24年11月より、当金庫は、N P O 法人プラネットファイナンスジャパンと共同で、東日本大震災による津波や原子力災害の影響を受けている南相馬市の経済復興を支援するため、南相馬市において新規に起業する事業者への助成事業を開始いたしました。本事業は「南相馬復興トモダチ基金」からの拠出により実施されます。

助成内容は南相馬市の住民により、市内で興される新規事業で特に震災後に生じた様々なニーズを満たすこととするものに対して、新規事業に係る費用の50%（1社あたり最大150万円）を助成するものです。

平成25年11月末現在、新規事業創出助成について9件の助成を実施しており、2件の申請を受け付けております。

#### 口. 経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む。)に対する支援に係る機能の強化の方策

##### (イ) 経営改善支援の取組みの強化

お取引先からの経営に関するご相談および経営改善支援については、営業店長を経営支援責任者として、営業店と審査管理部経営支援課が協力して取り組んでおります。

具体的には、営業店、経営支援課および本部関連部署が参加する「経営支援会議」を定期的に開催しております。

平成25年度については、7月に4日間にわたり全営業店とテレビ会議を開催し、残高10百万円以上の全先を含む計1,522先を抽出したうえで、全抽出先の実態把握、経営支援先22先の経営改善の進捗状況の確認を行い、お取引先の今後の課題および解決に向けた取組みについて協議しました。

併せて、㈱東日本事業者再生支援機構、福島・宮城産業復興機構、福島県中小企業再生支援協議会、個人版私的整理ガイドライン等の利用検討先の抽出を行っております。

今後も引き続き、経営支援会議を定期的に開催し、経営改善支援の実効性を高めてまいります。

また、お取引先の経営の診断、事業計画策定および実施に係る指導・助言等について、(独)中小企業基盤整備機構の専門家等を活用し専門性の高い支援を実施するため、平成24年11月に「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」の申請を行い、平成25年2月に認定を受けております。

併せて、(独)中小企業基盤整備機構からは、取引先企業の経営改善支援にかかる人材育成のサポートを受けております。

同機構から講師を招聘し、営業担当職員20名を対象としたインバーバル研修を、平成25年7月～11月の5ヶ月間に6回実施し、最終回には、研修に基づき各職員が実施した取引先の具体的な経営改善支援策の発表を行いました。

現場で指導した支店長等の評価・意見も交え、人材育成だけでなく、直接業務に結びつく有意義な研修となりました。

今後も引き続き、経営改善支援の進捗確認、お取引先の今後の課題および解決に向けた取組みについて協議するため、経営支援会議を定期的に開催し、経営改善支援の実効性を高めるとともに、外部専門家および外部機関と連携した経営改善支援も実施してまいります。

#### (d) 専門家による相談会の開催

当金庫では、二重ローン問題、事業再生等、お取引先からのご相談にあたっては、当金庫のノウハウや経営資源のみでは、解決が困難な事案もあることから、外部専門家のノウハウ等を活用することも必要であると考えております。

特に二重ローン問題につきましては、震災の影響により今後増加することが考えられることから、これまで以上にお取引先の支援促進を図るため、平成24年9月から毎月第3土曜日に、当金庫東支店北原出張所「あぶくましんきんプラザ」において、当金庫顧問弁護士による「債務問題に係る相談会」を開催しております。

また、税務相談につきましても、平成19年5月より当金庫東支店北原出張所「あぶくましんきんプラザ」において、TKC全国会の協力を得て、税務相談会を計24回開催しております。現在は、相談会形式ではなく、お取引先から相談があった都度、税理士を紹介する対応としておりますが、今後、東日本大震災からの復旧・復興が進み、お取引先からの相談ニーズが高まれば、TKC全国会の協力を得て、「あぶくましんきんプラザ」における定期的な相談会の開催を検討いたします。

### ハ. 早期の事業再生に資する方策

#### (i) 中小企業再生支援協議会の活用

福島県中小企業再生支援協議会の活用につきましては、平成25年11月末現在において累計で3件の活用実績があります。平成24年度については1件の活用実績があり、同協議会との連携のもと、バンクミーティングに参加し、経営改善計画に対する同意および経営改善計画に基づく条件変更等を実施しております。

平成25年度についても、福島県中小企業再生支援協議会の専門家および中小企業診断士、公認会計士、税理士等の外部専門家により編成された支援チームを活用し、お取引先が、より実現可能性の高い経営改善計画を策定できるよう支援してまいります。

#### (d) 資本性借入金等を活用した取引先の財務基盤の強化

平成25年11月末現在において、DDS、DESおよびDIPファイナンスの取扱実績はございません。

しかし、平成23年11月に、当局より「資本性借入金」の積極的活用に向けて、金融検査マニュアルの運用が明確化されたことを踏まえ、事業再生にあたり資本不足に直面

している企業が、バランスシートの改善により再生が可能と見込まれる場合、資本性借入金等を活用し取引先の財務基盤の強化を検討してまいります。

#### (八) 従業員の再雇用を支援するための助成金の提供

平成24年11月より当金庫は、N P O 法人プラネットファイナンスジャパンと共同で、東日本大震災による津波や原子力災害の影響を受けている南相馬市の事業者の方々の事業再開と雇用の回復を支援するため、市内の事業者による従業員の雇用を支援するための助成事業を開始いたしました。

本事業は「南相馬復興トモダチ基金」からの拠出により実施され、南相馬市内で意欲的に事業に取り組む事業者に対して、雇い入れた従業員1人当たり月10万円を、1事業者最大2名まで、1年間助成するものであり、平成25年11月末現在、5件助成中であります。

### 二. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策

#### (1) 事業承継に対する支援の強化

当金庫では、お取引先の若手経営者の組織である「元気塾」の活動として各種講演会等を開催し、事業後継者の育成に力を入れております。

平成 25 年度については、5 月にあぶくま元気講演会「内外景気の現状と今後の見通し～「アベノミクス」は日本経済を救えるか？～」、11 月にあぶくま元気塾セミナー「知的資産経営と事業承継の関連性について」を開催しております。

また、当金庫は、信金キャピタル㈱を活用したM&Aによるお取引先の事業承継問題にも取り組んでおり、平成 24 年 4 月に、当金庫、信金キャピタル㈱および㈱日本M&Aセンターの 3 者間において「M&A業務協定」を締結いたしました。なお、同日は、信金キャピタル㈱役員を講師に迎え、当金庫職員ならびにTKC全国会の税理士の総勢 60 名を対象に「中小企業を強くする事業承継とM&A戦略」について勉強会を開催いたしました。

当金庫では、今後も引き続き、各種勉強会等の実施を通じて、情報提供および啓発活動を行い、事業後継者の育成に取り組んでまいります。

#### (2) 相続対策に係る相談対応の強化

事業承継に伴う相続相談は、主に営業店が対応しておりますが、専門家による対応が必要な場合は、相続に精通している税理士を紹介させていただいております。

今後も引き続き、営業店窓口や移動相談会等においてご相談のあったお取引先に対しては、営業店と本部が情報を共有化し、課題の明確化等の支援、税理士の紹介等などにより、お取引先の課題解決を積極的に支援してまいります。

#### (ハ) 廃業等に係る相談対応の強化

お取引先から廃業等に係る相談があり、当金庫において事業継続が見込まれないと判断した場合、経営者の事業意欲、資産状況等を十分勘案したうえで、取引状況を考慮し、M&A等事業承継の選択肢が提案できないか慎重かつ十分な検討をすることとしております。また、必要に応じて、税理士、弁護士等の専門家と連携を図り、事業の整理内容等を関係当事者が納得できるよう十分な説明を行ってまいります。

### 3. 剰余金の処分の方針

当金庫は、地域のお客様から出資を受け入れ事業を行う協同組織金融機関として、事業によって生じた剰余金については、内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

当金庫は、経営強化計画に掲げる諸施策を着実に実施することにより、地域の復旧・復興および地域経済の活性化を通じ、収益確保に努めてまいります。

また、今後、優先出資については所定の配当を行うとともに、普通出資については安定的な配当を実施・継続できるよう、内部留保の蓄積に努め、優先出資の返済を目指してまいります。

### 4. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

#### (1) 経営管理に係る体制および今後の方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条の規定にもとづき、当金庫の業務の健全性・適切性を確保するための体制を整備しております。具体的には、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関する法令等の遵守、資産保全の目的を達成するための体制整備を行うために「内部統制基本方針」を定め、本方針にしたがって継続的に経営管理態勢の整備を進め、その実効性確保に努めております。

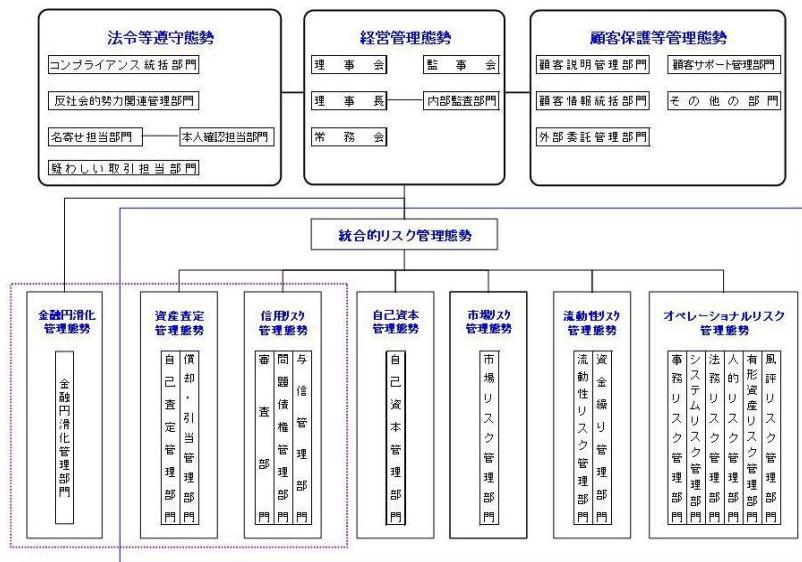
#### イ. 経営管理に対する体制

当金庫は、理事8名（うち非常勤理事2名）および監事3名（うち非常勤監事2名）で構成する理事会を、原則毎月1回開催しております。

理事会においては、重要な経営方針を決定するとともに、金庫全体の目標として策定する経営計画および年度毎の業務運営方針を決定し、定期的に各担当役員から報告を受け、必要な改善を指示するなど管理を行っております。

また、常勤理事および常勤監事によって構成される常務会を、原則毎週1回開催し、理事会で決定した経営方針にもとづいて、その具体的な執行方針等を定めるとともに、業務執行に関する重要事項について決定または協議を行い、その進捗状況を管理しております。

## 《経営管理態勢組織図》



### □. 今後の方針

当金庫は、経営強化計画にもとづく地域の復旧・復興および地域経済の活性化に向けた取組みを積極的かつ着実に推進するため、理事長を含む全常勤理事が営業店を四半期ごとに臨店し、施策の実施状況の把握ならびに相談・指導を行うとともに、原則毎月開催する部店課長会議においても、施策の実施状況を管理しております。

常勤理事および常勤監事で構成する常務会は、経営強化計画の主管部署である総合企画部より四半期毎に進捗状況の報告を受け、計画全体の進捗状況を管理するとともに、進捗が芳しくないと認められた場合には、要因分析および対応策の立案を各部門（営業店を含む。以下同じ）に指示しております。

なお、平成24年3月には、経営強化計画を強力に推進するため、理事長を部会長とする「経営強化計画推進部会」を設置、平成24年4月には、経営強化計画の進捗状況を厳格に管理するため、主管部署である総合企画部に経営強化計画推進室を設置いたしました。

また、理事会は、四半期毎に経営強化計画の実施状況について報告を受け、計画の進捗状況を管理しております。

経営強化計画の実践にあたり、常勤理事会を主体にP D C Aサイクルを進めていくこととなりますが、その最高責任者である理事長および理事長の補佐を行う常勤理事が責任をもって推進していく体制しております。

以上の施策については、今後も引き続き、実施してまいります。

### (2) 業務執行に対する監査または監督の体制および今後の方針

#### イ. 内部監査体制

監査部は、事業年度毎に「監査計画書」を作成し、理事会の承認を受けた後に本計

画にもとづいて各部門の内部管理態勢および業務諸活動等について、実地監査を実施しております。なお、実地監査の結果については、「監査報告書」として取りまとめたうえで理事長に報告するとともに、各部門に対しては「監査結果通知書」をもって通知し、不備および改善が必要な事項については是正を指示するなど、業務の改善指導を行っております。

#### □. 監事会

監事會は、常勤監事1名、非常勤監事2名で構成し、原則毎月1回開催しております。

常勤監事は、原則毎週開催する常務会に出席し経営執行状況を監視するとともに、経営課題等を把握し、必要に応じて意見を述べております。また、各種委員会へオブザーバーとして出席し、法令等遵守、顧客保護等およびリスク管理状況の適切性と有効性を検証し、必要に応じて意見を述べております。

#### ハ. 今後の方針

業務執行に対する監査または監督の体制については、経営強化計画を踏まえて、金融検査評定制度の活用等により、適宜、実効性の確認を行い、必要に応じて適切に見直しを図ってまいります。

#### (3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）および市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況ならびに今後の方針

当金庫は、リスク管理を最重要課題として位置づけ、規定および要領の整備を強化するとともに、様々なリスクに対して的確に対応できる管理態勢の構築を図るため、統合的リスク管理統括部署としてリスク管理委員会を設置し、経営の健全化の維持向上に努めております。

#### イ. 信用リスク管理

当金庫は「信用リスク管理態勢」の整備および確立は、業務の健全性・適切性の観点から極めて重要なことであることから、「信用リスク管理方針」を定め、同方針により信用リスクの削減に努めてまいりました。

具体的には、審査管理部を主管部署とし、審査管理部内における「審査部門」、「与信管理部門」、「問題債権管理部門」の各部門がそれぞれの方針にもとづき、適切な信用リスク管理を行っております。

##### 【審査部門】

審査部門は、与信先の財務状況、資金使途および返済財源等を的確に把握し、与信案件のリスク特性を踏まえて、適切な審査・管理を行っております。

### **【与信管理部門】**

与信管理部門は、信用格付の正確性の向上を図り、信用集中の状況等を適切に把握・管理するなど、与信先管理の適切性に努めています。なお、信用格付においては、信用リスクを的確に評価・計測するため、業務の規模・特性およびリスク・プロファイルに照らして整備を行っており、平成 22 年度においては、法人 464 先、個人事業者 326 先に対し、信用格付を付与いたしましたが、平成 23 年度においては、東日本大震災により決算不能のお取引先があつたため、信用格付付与先は法人 265 先、個人事業者 164 先に止まりました。

平成 24 年度についても、引き続き決算が猶予されている先があることおよび東京電力からの補償金で返済された先があつたことから、信用格付付与先は法人 252 先、個人事業者 140 先に止まっております。

平成 25 年度については、引き続きお取引先の事業再開状況を確認し、整備を行ってまいります。

一方で、信用格付を付与していない与信先については、財務面および代表者の資質等定性的な要因を十分に踏まえ、実態把握を行っております。

### **【問題債権管理部門】**

問題債権管理部門は、問題債権が当金庫経営の健全性に与える影響を認識し、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、必要に応じて、再建計画の策定の指導や整理・回収を行っております。

また、大口与信先については、必要に応じて、クレジット・リミットを設定するなどの対応を図っておりますが、このうち当金庫の経営に大きな影響をおよぼす可能性のある大口与信先については、別途、信用状況や財務状況について継続的にモニタリングを行うなど、個別に管理しております。

引き続き、お取引先の経営・財務面の特性および被災の状況等を十分に踏まえ、信用格付等による与信管理を行うとともに、継続的な訪問、きめ細かな経営相談・指導等を通じて、お取引先の再生可能性を適切に見極め、再生可能と判断したお取引先については、積極的に企業・事業再生に取り組んでまいります。

## **四. 市場リスク管理**

当金庫は、市場リスク管理を軽視することが収益目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、市場リスク管理を重視しております。特に、市場リスクの所在、市場リスクの種類・特性および市場リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法ならびに市場リスク管理の重要性を十分に理解し、当金庫の市場リスク管理の状況を的確に認識し、適正な市場リスク管理態勢の整備・確立に向けて、具体的な管理方針策を立案しております。

市場リスクの管理体制は、総合企画部を主管部署とし、市場部門(フロントオフィス)、

リスク管理部門（ミドルオフィス）および事務管理部門（バックオフィス）をそれぞれ分離独立し、相互牽制を図る組織体制とするとともに、統合的リスク管理統括部署であるリスク管理委員会とも連携を図る体制としております。

市場リスクの限度枠は、取り扱う業務やリスク・カテゴリーごとに、それぞれに見合った適切な限度枠を設定するとともに、必要に応じて、限度枠の設定方法および設定枠を見直すこととしております。また、限度枠を超過した場合は、速やかに、ポジション、リスク等の削減等の是非について意思決定できる情報を常務会等に報告することとしております。なお、自己資本等の経営体力と市場リスク量とを比較し、経営体力から見て過大な市場リスク量となっていないかも確認することとしております。

引き続き、統合的リスク管理統括部署であるリスク管理委員会と連携し、適正な市場リスク管理態勢の整備・確立に取り組んでまいります。

#### 八. 流動性リスク管理

当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、資金調達・運用構造に則した適切かつ安定的な資金繰りを徹底するため「流動性リスク管理方針」および「流動性リスクマニュアル」を定め、事務部を主管部署として態勢強化に努めております。

具体的には、現金、預け金等の支払準備資産を一定水準以上確保するとともに、本部および営業店は、市場流動性および資金繰りに影響を及ぼすと思われる事項について、情報を収集・分析することとしております。また、資金繰りの状況を、その逼迫度に応じて、平常時、懸念時、危機時に分類し、その状況別の対応策および必要資金等を決定しております。なお、事務部は、流動性リスクの状況について、統合的リスク管理統括部署であるリスク管理委員会に月1回報告しております。また、支払準備資産を信金中央金庫に預け入れることにより、緊急時にも信金中央金庫より流動性の提供を受けられる態勢を整えております。

今後も引き続き、管理方針およびマニュアルにもとづく管理を徹底するとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図ってまいります。

#### 二. オペレーションリスク管理

当金庫は、顧客に対し、業務内容や取扱商品に係る人為的・技術的ミス等の発生防止を徹底するため「オペレーション・リスク管理方針」および「オペレーション・リスクマニュアル」を定め、態勢強化に努めております。

当金庫においては、オペレーション・リスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」等に分け、各リスク別に主管部署を定めるとともに、事務部をオペレーション・リスク全体の総括部署として、適切なリスク管理を行っております。

今後も、引き続き、管理方針およびマニュアルにもとづく管理を徹底するとともに、必要に応じて、管理態勢の改善を図ってまいります。

### 【事務リスク】

事務リスク管理については、事務部を主管部署として、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程・要領等の整備指導を図るとともに厳正な事務管理に努めることを基本方針として掲げ、営業部店長の役割を明確化するなどして、事務リスクが発生することがないよう努めています。

### 【システムリスク】

システムリスク管理については、情報システム部を主管部署として、経営方針、経営計画にしたがい、情報資産保護のための管理体制を整備し、適切なシステムリスク管理運営を図ることを基本方針として掲げ、「保護されるべき情報資産」、「確保すべきセキュリティ」、「管理すべきリスク」を明確化するなどして、システムリスクが発生することがないよう努めています。また、コンピュータシステムに係わるセキュリティ全般を統括する「システム管理責任者」を事務部に配置するとともに、セキュリティポリシーやセキュリティに関する規程・要領等を定め、金庫全体のセキュリティ管理体制が有効に機能するよう努めています。

また、災害時等における対応についても、影響を最小限に抑えるよう事業継続計画規程を策定しております。

### 【法務リスク】

法務リスク管理については、総務部を主管部署として、法的なトラブルを回避する観点から、法務対応に重点を置き、各種業務における法務リスクの検証と適切な管理により金庫の損害の未然防止を図り、信用の維持・確保に努めることが不可欠であるということを基本方針として掲げ、法務リスクが発生することがないよう努めています。

### 【人的リスク】

人的リスク管理については、総務部を主管部署として、良好な職場環境を維持するためには、人的リスクの管理能力を向上させることが不可欠ということを基本方針として掲げ、人的リスクが発生することがないよう努めています。

### 【有形資産リスク】

有形資産リスク管理については、総務部を主管部署として、大規模な地震、火災、風水害に備え、役職員が平素より十分防災に配意するとともに、地域金融機関として公共性を認識し、緊急時の業務を速やかに遂行することが不可欠であるということを基本方針として掲げ、有形資産リスクが発生することがないよう努めています。

また、本部各部ならびに各営業店との連携を密にして、潜在的なリスクをいち早く把握するよう努めています。

#### 【風評リスク】

風評リスク管理については、総務部を主管部署として、公共的な金融機関としての使命を全うするためには、当金庫に対する良好な評判を維持することが不可欠であるということを基本方針として掲げ、風評リスクが発生することがないよう努めています。

以上